森林所有者届出制度が4月からスタートします

林業振興課林業振興係　☎0824-73-1124

昨年の森林法改正に伴い、森林の土地の所有者となった方は、4月から市町村長への届け出が義務付けられます。

■届け出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出が必要です。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約を届け出ている方は対象外です。

■届け出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届け出てください。

■届け出事項

届け出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在・面積、土地の用途などを記載します。

《添付書類》

①登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し

②土地の位置を示す図面

※無届け・虚偽届け出には罰則があります

森林の伐採も届け出が必要です

森林の立木を伐採しようとするときは、目的、樹種、面積、間伐、主伐の別を問わず事前の届け出が必要です。ただし、森林施業計画または森林経営計画に基づいた伐採の場合は、事後の届け出になります。

■対象となる森林

民有林（地域森林計画の対象森林）が対象です。森林施業計画を立てている森林は、事後の届け出となります。

※自己所有の森林でも届け出は必要です。

■届け出期間

伐採を始める90日前から30日前までに届け出てください。

林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室で受け付けます。

※届出様式は、受付窓口または市ホームページからダウンロードできます。

※立木を伐採する場合には、伐採届と一緒に造林届（一体様式）を提出する必要があります。届け出は土地の所有者、立木の伐採者のいずれかが行います。所有者・伐採者と造林する方が異なる場合は、双方が連名で届け出てください。

■無届け伐採を行った場合

市が伐採の中止や伐採後に造林させるよう命令する場合があります。

※そのほか、保安林など制限林に指定されている森林伐採を行う場合は、別途、県に申請が必要となる場合があります。

詳しくは、林業振興課（☎0824-73-1124）または各支所地域振興室・産業建設室へお問い合わせください。